

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年1月7日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 五所野尾 恭一
同 都築 信行

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、令和2年度を対象に次の団体に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

第1 監査対象法人 公益財団法人吉野川水源地域対策基金

- 1 県の出資金の額 202,050,000円
- 2 監査年月日 令和3年10月20日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第2 監査対象法人 かがわ県民情報サービス株式会社

- 1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 237,414,427円
- 2 監査年月日 令和3年11月4日
- 3 監査の方法 実地監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、情報通信交流館の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第3 監査対象法人 公益財団法人香川県国際交流協会

- 1 県の出資金等の額 出資金 650,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 38,805,555円
- 2 監査年月日 令和3年12月27日
- 3 監査の方法 書面監査
- 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び香川国際交流会館の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第4 監査対象法人 公益社団法人香川県私学退職金社団

- 1 県の補助金の額 97,801,980円

2 監査年月日 令和3年12月27日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第5 監査対象法人 公益財団法人かがわ水と緑の財団

1 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 98,305,000円

2 監査年月日 令和3年12月27日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金並びに香川県公渕森林公園及び香川用水記念公園の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第6 監査対象法人 公益財団法人かがわ健康福祉機構

1 県の出資金等の額 出資金 428,000,000円
補助金 19,575,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 126,106,580円

2 監査年月日 令和3年12月27日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金、補助金及び香川県社会福祉総合センターの管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

また、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりである。

(1) 指導注意事項

令和2年度に整備した映像等同時配信システムについて、固定資産にも備品にも計上していないため、財務規程どおり適正に処理する必要がある。

(2) 検討指示事項

ア 仕訳伝票について、財務規程で発行するよう規定されているが発行されていないため、今後、会計処理の取扱いを検討する必要がある。

イ 正規職員（1名）について、給料は県職員に準じているが、退職手当は全国社会福祉団体職員退職手当積立金規程に準じて定められており、整合性が取れていないとも考えられるので、適切なものとなるよう、関係する規程について検討する必要がある。

第7 監査対象法人 公益財団法人香川県身体障害者団体連合会

1 県の出資金の額 50,000,000円

2 監査年月日 令和3年10月28日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第8 監査対象法人 公益財団法人香川いのちのリレー財団

1 県の出資金の額 59,430,000円

2 監査年月日 令和3年10月29日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第9 監査対象法人 公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター

1 県の出資金の額 10,000,000円

2 監査年月日 令和3年11月2日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第10 監査対象法人 公益財団法人香川県生活衛生営業指導センター

1 県の出資金等の額 出資金 1,500,000円

補助金 13,988,000円

2 監査年月日 令和3年12月27日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及び補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

第11 監査対象法人 公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団

1 県の出資金等の額 出資金 520,000,000円

公の施設の管理業務に係る委託金 345,419,000円

2 監査年月日 令和3年12月27日

3 監査の方法 書面監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金及びさぬきこどもの国の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第12 監査対象法人 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金
- 1 県の出資金の額 490,000,000円
 - 2 監査年月日 令和3年10月29日
 - 3 監査の方法 実地監査
 - 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。
- 第13 監査対象法人 香川県中小企業団体中央会
- 1 県の補助金の額 71,695,055円
 - 2 監査年月日 令和3年12月27日
 - 3 監査の方法 書面監査
 - 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

また、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりである。

(1) 法人に対するもの

中小企業連携組織対策事業費補助金に係る出納その他の事務については、県商工労働部に対し補助金の交付基準額について指導しているので、今後の対応について協力いただきたい。

(2) 県商工労働部に対するもの

指導注意事項

中小企業連携組織対策事業費補助金について、再雇用職員の期末手当及び勤勉手当の交付基準額が誤っていたので、適切な措置を講ずる必要がある。
- 第14 監査対象法人 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー
- 1 県の出資金の額 150,000,000円
 - 2 監査年月日 令和3年12月27日
 - 3 監査の方法 書面監査
 - 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

また、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりである。

指導注意事項

香川・高松ツーリストインフォメーション運營業務委託契約について、理事は、利益相反行為に当たる取引であるにもかかわらず、理事会の承認を得ていない。
- 第15 監査対象法人 公益財団法人香川県下水道公社
- 1 県の出資金の額 265,100,000円
 - 2 監査年月日 令和3年11月2日
 - 3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

また、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりである。

指導注意事項

水質管理業務従事者について、業務委託等の契約を適切に行う必要がある。

- 第16 監査対象法人 香川県造園事業協同組合
- 1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 17,694,543円
 - 2 監査年月日 令和3年12月27日
 - 3 監査の方法 書面監査
 - 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、香東川公園の管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第17 監査対象法人 シンコースポーツ・四電ビジネスグループ
- 1 県の委託金の額 公の施設の管理業務に係る委託金 84,208,000円
 - 2 監査年月日 令和3年10月28日
 - 3 監査の方法 実地監査
 - 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、香川県立総合水泳プールの管理業務に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。

- 第18 監査対象法人 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター
- 1 県の出資金の額 503,360,000円
 - 2 監査年月日 令和3年11月4日
 - 3 監査の方法 実地監査
 - 4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、出資金に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

なお、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項はなかった。